イギリス 金額

改善案: が物価上昇率を上回

低賃金業種では最低賃金違反の 府の諮問機関、 横行も懸念されている。 上げとなった。ただし一方で、 物価上昇率を大きく上回る引き このところ急速に低下している 雇用状況の改善を受けたもので、 案を政府に示した。景気回復や 一月、今年の改訂を三%とする 全国最低賃金制度に関する政 低賃金委員会は

げ要請に慎重な対応 低賃金委は政府の引き上

率を大きく下回ってはいるもの 復や事業コスト低下の恩恵を賃 ほか、キャメロン首相も今年二 依然として金融危機以前の上昇 とが背景にある。平均給与額は、 況も、継続的に改善しているこ 雇用統計における労働市場の状 やかな回復を示しており、また 政府は賃金水準の向上に積極的 きであるとの発言を行うなど、 上げの形で労働者にも分配すべ 月初め、雇用主に対して景気回 ポンドとする可能性を示唆した る引き上げで二○一五年には七 な姿勢を示していた。景気が緩 最低賃金額の改定をめぐって このところの物価上昇率の 財務相が物価上昇率を上回 既に昨年の改定案に先立っ

結果としては前年と同等の引き されたとも報じられていたが、 が先に示した七ポンドへの大幅 年の改定案をめぐっても、財相 案より慎重な内容となった。今 雇用への影響を考慮して、政府 だし改定幅については、経済や 委員会(Low Pay Commission) 間は実質ベースで増加している 上げ率にとどまった。 な引き上げが委員会内部で議論 は昨年の改定案で物価上昇率を 急速な低下もあり、ここ三カ月 上回る引き上げを提案した。た 政府の意向を受けて、低賃金

三%)と推計されており、これ そ一四○万人(就業者全体の五 以内の賃金水準の労働者はおよ 時点で、最低賃金から五ペンス るというもの。二〇一四年四月 六%増) に、それぞれ引き上げ 増)、アプレンティス向けの額 八七ポンド(八ペンス、二・二% 二○歳層向けの額を五・三○ポ を二・八〇ポンド(七ペンス、二・ ンド (一七ペンス、三・三%増) 五○ポンドから六・七○ポンド ○月からの改定案は、成人(三 一六-一七歳層向けの額を三・ (三・一%増) に、また一八-歳以上)向けの額を前年の六・ 委員会が二月に示した今年一

> 伸びをあげている。 年に続いて物価上昇率を上回る 改定案とする上で影響をおよぼ 受ける見込みだ。委員会は、昨 した要因として、堅調な雇用の を超える労働者が改定の恩恵を

四分の三相当が回復することに ○○七年以降の低下分のうち、 最低賃金額のピークとなった二 定が実現すれば、実質ベースの る。なお政府によれば、この改 低賃金額が改定されることとな

ポンドから七万五〇〇〇ポンド

また罰金額の上限を現在の二万 や違反雇用主の訴追の積極化、

に引き上げることなどを提案し

中では、取り締まり体制の強化 けた提言をまとめており、この にも、最低賃金制度の強化に向

を示していると述べている。 時期を経て、賃上げを行う意向 用主が、ここ数年の賃金抑制の 会員に対する調査でも多くの雇 げ幅は適正であると認めており、 議所(BCC)も三%の引き上 ている。また、イギリス商業会 として、今回の改定案を評価し 生産性の低迷にも配慮している イギリス産業連盟(CBI)は ね歓迎している。経営者団体の 景気回復の成果を反映しつつ、 経営側は、今回の改定案を概

的に回復しているならば、 相が主張するとおり堅調で持続 は評価しつつも、経済がもし財 が上昇率で平均賃金を上回る点 議(TUC)は、今回の改定額 求めていたイギリス労働組合会 大を懸念し、賃金水準の向上を 一方、近年の低賃金労働の拡

払える業種については、業種別 府に求めている。TUCは一月 の賃金委員会を設けることを政 いる。また、より高い賃金を支 を提案するべきであったとして 金委員会はより大幅な引き上げ

れば、一○月からこの内容で最 委員会の提案を政府が了承す

介護労働者の一割が 最賃未満の可能性も

ていた。

ている。 り締まり担当官を増員するとし ポンドの予算に追加して三○○ の強化のため、現行の九二〇万 ぼった。政府は取り締まり体制 ンド、罰金額も七万ポンドにの 最多の七○件となり、未払い賃 二〇一五年二月に公表された新 万ポンドを投入し、七○人の取 金額は合計で一五万七〇〇〇ポ たな違反雇用主名はこれまでで 反した雇用主名を公表している る歳入関税庁は、最低賃金に違 最低賃金制度の監督機関であ

実施した介護事業者に対する検 ところによれば、過去二年間に が二〇一三年一一月に公表した 一つが、介護業だ。歳入関税庁 最低賃金違反が顕著な業種の

> 三万七六○○ポンドの賃金を支 払っていなかった。 雇用主でも、介護事業者一社が に、今年二月に公表された違反 たことが明らかとなった。さら ンドを超える未払い賃金があっ ○○○人の労働者に計六○万ポ 事業者一社において、およそ三 れた。また昨年六月には、介護 八三組織)で最賃違反が発見さ 査の結果、 一八四人の労働者に対して、計 四八%の事業者

こうした違反の主な理由は、賃 訓練時間、待機時間など)。 ていなかったことによるという 間の一部について賃金を支払っ 金支払いの対象とすべき労働時 を被ったとの試算を示している。 年間で平均八一五ポンドの損失 満の賃金しか支払われておらず、 にあたる一六万人が最低賃金未 ポートで、介護労働者の約一割 Foundation は二月に示したレ (たとえば顧客間の移動時間 民間シンクタンクのResolution

また大手六社に対して、予防的 違反の可能性があるおよそ一○ 取り締まり強化の一環として、 検査を行っていると述べている ○件の検査を現在実施中であり なお政府は、介護業における

Gov.uk, ONS, CBI, BCC, TUC ほか ウェブサイト

【参考資料】

(国際研究部

45

アメリカ①

VW工場に反労組従業員組織

ぐる動きが新しい展開を迎えて ガ工場の労働組合の組織化をめ ワーゲン (VW)、チャタヌー テネシー州のフォルクス・

UAWとの定期協議の場を持つ 成功していないものの、VWは はチャタヌーガ工場の組織化に との協議を求めるようになった Employees)という組織がVW リカ従業員協議会(ACE: している。そこに、新たにアメ ことを二〇一四年一二月に公表 The American Council of 全米自動車労働組合(UAW)

ドイツ本国の従業員代表組織を ACEが便乗した格好だ。 ていたが、その制度的枠組みに アメリカに導入することを試み VWはUAWと協議のうえ、

コミュニティ組織契約

Engagement)」を策定し、従業 ある特定の組織との協議結果が が規定と矛盾が起こらないよう、 組織契約」は、全国労働関係法 W経営陣との協議を認めるとし 公表した。これは、従業員をど 員組織と定期協議を行うことを 約(Community Organization たものである。「コミュニティ れだけ組織したかに応じて、V VWは「コミュニティ組織契

> る、いわゆる排他的交渉権にか かる事項は対象としない。 ほかのすべての従業員を拘束す 経営陣との協議は、従業員組

れる。 えればレベル3となる。組織率 超えればレベル2、四五%を超 を超えればレベル1、三〇%を がされている。組織率が一五% 織の組織率によってレベル分け は外部の監査人によって確認さ

回持つことができる。 ほか、経営陣との協議も月に一 回の頻度で会議室を利用できる レベル1は就業時間外に月

度は社内に呼べるとともに、経 代表が外部にいる場合、月に一 室を利用可能で、従業員組織の 行うことができる。 営陣との協議は三週間に一度 レベル2は、週に一回、会議

できる。 週で経営陣と協議を持つことが 専用の会議室を持つことができ はいつでも使えるか、もしくは あれ、会議室を利用できるとき 織の代表者が社内であれ社外で レベル3になれば、従業員組 レベル3の従業員組織は隔

二〇一四年一二月に組織率四 定したと考えられる。UAWは 従業員組織となることを想定し 「コミュニティ組織契約」を策 VWはUAWがドイツ本国の

労働総同盟産業別組合会議

Â

五%となり、レベル3に達して

反労組従業員組織の登場

差で敗北している。 獲得するための組織化選挙に僅 国労働関係法に基づく交渉権を UAWは二〇一四年二月に全

化を容認していたが、労働組合 よる組織化反対運動が功を奏し とを恐れた地元企業や政治家に の組織化が他企業にも広がるこ 組織になることを見越して組織 VWはUAWが将来の従業員

織をめざしているということに 基づいて、ドイツ型の従業員組 し、「コミュニティ組織契約」に リーダーがVWの従業員を組織 つまり、労組組織化反対運動の ダーがACEの代表となった。 タムがある。その団体のリー た団体の一つにサザン・モメン そうした組織化反対を行なっ

九二〇年代の再来か

るように促そうとしているので うして、VWが自発的に全国労 ある。そのために、 働関係法に基づく労働組合とな で引き上げるつもりである。そ の組織率を、五〇%を上回るま にある。UAWは、四五%ほど UAWとの違いは組織する対象 契約」のレベル1に相当する。 五%ほどで、「コミュニティ組織 ACEの現在の組織率は 組織する対

> きないホワイトカラーを多く含 は、労働組合員になることがで 方、ACEが組織した一五%と 者性を持つ者に限っている。一

関係法ができる以前の、企業利 渉権もない。しかし、この状況 関する交渉を行わず、排他的交 合とが乱立した一九二〇年代が 益を代弁する会社組合と労働組 わないことを除けば、全国労働 は、労働条件に関して交渉を行

VWとの協議は、労働条件に

注目される。

か、労使関係の行方も含めて、

アメリカ②

開催 運動 0 革新をめざすシンポを

パートナーシップの構築を通じ 向上には、コミュニティとの はやできず、賃上げや労働条件 ユニオニズムを続けることはも 率に頼ったインダストリアル シンポジウムが開催された。 思考、組織化、戦略」と題する シェンカー研究所が開催する ントンD.C.でアルバート・ とする基調報告を行なった。 た新しいアプローチが必要だ」 ンガーテン会長が「職場や組織 ている」と述べたのに続き、 メリカ教員連盟(AFT)ワイ 会に労働者の声が届かなくなっ 「岐路に立つ労働運動―新しい 二〇一五年一月一五日、ワシ シンポジウムには、アメリカ 冒頭でペレス労働長官が ア

象は労働組合員となれる、労働 んでいる。 契約」における複数の協議がど VWのような外国企業だけでな 再来したかのようである。 のようなかたちになっていくの く、今回の「コミュニティ組織

テネシー州だけでなく、また

Ben, Penn, ACE Verified to Represent 【参考資料】

Share of VW Workforce, Joining Rival UAW, Daily Labor Report, Feb.17

携によって最賃引き上げ等を行 ウィズ・ジャスティスなどの代 リカや中間支援組織ジョブズ・ FL·CIO)が設立したコミュ 経験を共有しあった。 なっている団体の代表が参加し、 表のほか、コミュニティとの連 ニティ組織、ワーキング・アメ

バート・シェンカー研究所の ウェブサイト上でみることがで シンポジウムの動画はアル

http://www.shankerinstitute.org/event americanlaborcrossroads

I L O

大きく変化―ILO予 今後も失業者が増加、 測 就 然業構造 は

・八倍となっていた。

また、中級技能職の消滅速度は

対策が重要だと強調している。 するとみており、それに対する ると予測している。さらに今後 でに二億一二〇〇万人に増加す は世界全体で二億一〇〇万人に よると、二○一四年の失業者数 する報告書を発表した。それに 展望:二〇一五年の動向』 月二二日、『世界の雇用と社会の 五年間で就業構造が大きく変化 国際労働機関 今後二〇一九年ま Î L O 一と題 は

さらに一一〇〇万人の失業者が

四年間でさらに八〇〇万人増加 すると予測している。 にさらに三○○万人、その後の は今後も続き、二○一五年まで 始まった二○○七年より三一○ 力人増の

二億一二○○万人に達 し、二〇一九年には計一一〇〇 ○万人以上増加した。この傾向 ○○万人に達し、金融危機が 二〇一四年の失業者数は二億

創出する必要があるとしている。 に二億八〇〇〇万近くの雇用を る者の分を含め、二○一九年まで 雇用が失われたが、今後五年間の うちに労働市場へ新規に参入す ILOは、金融危機以降多くの

先進国の雇用と経済状況

雇用情勢については、 日本やアメリカ、 金融危 部

> する状況となっている。 国で上向いているものの、 ニュージーランドなどの先進諸 率の高止まりが続いている。 \mathcal{O} や欧州諸国の停滞がそれを相殺 0 経済成長については、アメリ 欧州諸国で改善がみられるも の、南欧諸国を中心に、 カナダ、オーストラリア、 日本

八%)にまで改善した。 融危機後に上昇したものの、 discouragement rate) (注) は、金 日 的には、財政赤字の削減が重要 政策を実施しているが、中長期 標を設定し、大規模な金融緩和 ら二○一四年は○・九%に低下 長率は二〇一三年の一・五%か ○一三年には危機前の水準(○ な最優先課題として残る。 した。政府は二%のインフレ目 日本についてみると、経済成 本の就業意欲喪失率 (the なお、

そ

各地で懸念が残る若年失業

ランドでは三・六倍、 若年失業率を国別にみると、 改善がみられず、二〇一四年に 失業率は、金融危機以降あまり ナダでは二・三倍、ニュージー ている。たとえば二〇一三年の は一三・〇%と成人(二五歳以 メリカでは成人の二・六倍、 世界の若年(一五歳~二四歳) のほぼ三倍に近い値となっ 日本では ア

としている。

東アジアと中東である 加すると予測されているのは、 年以降、若年失業率が大幅に増 摘されている。とくに二〇一五 の後も高止まりする可能性が指 年には一三・一%に増加し、 続いており、予測では二〇一五 で若年者の就業が困難な状態が で上昇していた。現在多くの国 業者における同資格保有者の割 割合は、分析可能な三○カ国中 ける高等教育卒業資格保有者の 合も同様に一八カ国中一六カ国 一六カ国で上昇したが、若年失 二〇〇七年以降、若年者にお (図表) そ

変化する就業構造

な雇用がもっとも多く れによると、今後新た る需要が伸びており、 められると予測してい 間で世界の労働力の三 サービス部門で、 創出されるのは民間 構造の変化も予測している。 分の一が関連産業で占 人サービス業務に対す 同報告書はまた、今後の就業 特に保険医療や対

雇用全体の一五%を占 落ちるものの引き続き 部門でも増加の速度は 生する兆しもみられる 大規模な介護市場が誕 また、保険医療、 行政といった公的 教

> 事に移行せざるを得ない状況に 得しなければ、より低技能の仕 職は、自動化やデジタル化の進 組立工などのいわゆる中級技能 味している。とくに機械操作や 技能が大きく変化することを意 割合減少という就業構造の変化 点で雇用全体に占める割合は とんど増加せず、二〇一九年時 業の就業者数は今後五年間でほ なのが工業部門で、とくに製造 めるとみている。これと対照的 労働者は、今後新たな技能を習 展により代替されて大きく減少 は、今後労働市場で求められる し、こうした業務に就いている %に低下するとみられている 大幅な増加と製造業労働者の このようなサービス業労働者

陥るリスクがあるとしている。

若年失業率の5年後予測(2014年~2015年)(%)

注:上記のチャートは、2014年から2019年にかけた若年失業率の変化予 測である。色が濃いほど、失業率が大幅に高くなると予測している(予 測不能な地域は白)。 資料出所: ILO (2014)。

になってくる」と結論付けてい 取り除き、 ご)を上ることを妨げる障壁を 性が経済や社会のラダー(はし を回避するために、「とりわけ女 る。ILOでは、こうした問題 にも影響を与えるとみられてい な変化は消費レベルや貧困水準 能性が高い。そして、そのよう が阻まれ、低技能職へ流れる可 た人々は高技能職へのアクセス 教育や訓練機会が得られなかっ 雇用改善の機会を奪い、とくに 会を支援する政策の役割が重要 な技術や技能にアクセスする機 機械工や組立工などの定型業 (ルーティンワーク)の減少 地方や農村部の労働者から 企業や労働者が新た

注

就業意欲喪失率は、失業期間の長期 化に伴い、自身の能力への不信等 から求職活動を断念した者の割合 年層に顕著な問題となっている。 を示す。とくに一五~二四歳の若

【参考資料】

国際労働機関(ILO) 『世界の雇用 と社会の展望:二〇一五年の動向]

国際研究部

いると分析している。

差の拡大にも影響をおよぼして 能水準の二極化が進み、所得格 速くなっており、求められる技 途上国や新興国よりも先進国で

47

組み合わせに変更された。業績年給、任期激励給の三つの

の「方案」により、基本年給、

1

中

改革方案」を施行「中央管理企業責任者の給与制

度

対象は中央が管理する責任者の 鉄道などの中央管理企業である。 であり、一九はその他の金融、 業に関係している。そのうちの 今回の改革は七二の中央管理企 開制度の確立もめざしている。 の調整だけでなく、給与情報公 管理企業主要責任者の給与制度 革の一環として実施され、中央 施行した。同方案は国有企業改 う)を二〇一五年一月一日から 度改革方案」(以下「方案」とい 責任者は除外される。 みで、市場から選任された企業 企業(中国石油や中国移動など) 出資人責任を履行する中央管理 五三は国務院国家資金委員会が 党中央政治局会議で承認された 「中央管理企業責任者の給与制 中国政府は昨年八月二九日の

高い給与水準と大幅な格差

> 業CEO報酬ランキング」によると、中国国際海運集装箱股份 有限公司(中集集団)の総裁が 年収八七〇万元でトップであっ た。中国統計局によると、二〇 一三年の都市部企業就業者の平 均年収は五万一四七四元で、中 集集団総裁の一六九分の一に過 ぎない。

給与水準引き下げの制度改革

中国政府は、中央管理企業主の出版の名が、中国政府は、中央管理企業を明確化のできため給与制度改革を実施しているとともに、支払基準を明確化のできた。

中央管理企業の主要責任者は、国務院が国家を代表して出資人の責任を履行する国有独資企業・または国有持株企業において、中央管理によって任命される董事長(取締役会会長)、党委書記、総経理(社長)、監事長(監査役)、その他の副職の責任者である。中央管理企業の主要責任者のお与制度は、二〇一三年現行の給与制度は、二〇一三年現行の給与制度は、二〇一三年現行の給与制度は、二〇一三年暫定弁法」という)に基づき、基本年給と業績年給の二つき、基本年給と業績年給の二つき、基本年給と業績年給の二つき、基本年給と業績年給の二つき、基本年給と業績年給の二つき、基本年給と業績年給の二つき、基本年給と業績年給の二つき、基本年給と業績年給の二つ

基本年給は前年度の中央管理企業の在職職員の年平均給与の正等の主要責任者は中央政府によって任命され、原則としてによって任命され、原則としてによって任命され、原則としてによって任命され、原則としている。

中央管理企業の業績年給の計算方法は、「二〇一三年暫定弁法」によって、「本年度業績収入法」によって、「本年度業績収入法」によって、「本年度業績収入格数と定められている。業績年給は年度考査の結果に基づき、五つのレベル(A~E)にき、五つのレベル(A~E)にき、五つのレベルは(Bレベルは一・・五~二倍、ロレベルは〇~一倍、ア・五倍、ロレベルは〇~一倍、ロレベルは〇となっている。

任期激励給は、中央管理企業の主要責任者の任期考査評価結別にはならない。年度や任期内をはは任期内年給の三○%を超別に基づき決定される。任期激励給は任期内年給の場合、業の考査評価が不合格の場合、業績年給と任期激励給を受けることができない。

十国国務院国有資産監察管理中国国務院国有資産監察管理企業の主要責任者の給与は、管理企業の主要責任者の給与は、管理企業の主要責任者の給与は、管理企業の主要責任者の給与制度改革拡大した。今回の給与制度改革により、中央管理企業の主要責により、中央管理企業の主要責任者と職員の平均給与の格差は、中央管理企業の主要責任者と職員の平均給与の格差は、中央管理を表している。

ている。

長期的な利益追求と任期審査

今回の「方案」に基づく給与制度改革では、「任期激励給」が新しく導入された。短期的な利潤の最大化を追求するのではなく、長期的に経営を行い、市場を広く開拓するという基準で主を広く開拓するという基準で主を広く開拓するという基準で主が励給などを任期終了後に支払の制度となっている。

従来の中央管理企業責任者の任期審査指標は、「二〇一三年暫定弁法」に基づいていた。年度経営業績審査指標と分類指標のそれぞれ基本指標と分類指標のそれぞれ基本指標は利潤総額お二つに分けられる。年度経営業績審査の基本指標は利潤総額および経済増加値、任期経営業績審査の基本指標は国有資産の維持・増加率および総資産回転率を含んでいる。

最大化を求めている。
はなく、経営の長期化、市場の期の利潤最大化を追求するので期の利潤最大化を追求するので

審査すると、離任した責任者の審査すると、離任した責任者の任期は一期を発表し、戦略が順調に進んでいる最中に離任し、後任の責任者が市場拡大の成果を享受したとする。従来の審査基準に基づいて

業績は普通で、新任の責任者の 業績が優れていることになる。 業績が優れていることになる。 でのような情況を考慮し、任期 内だけではなく、長期的な審査 に激励収入を与えるべきだとい に激励収入を与えるべきだとい

給与情報公開の基準

どの部分の情報を、どのような 明であった。今回の「方案」は、 ることが期待されている。 業績年収、任期激励給、福利収 企業責任者の基本年給をはじめ 国民の関心はやはり、中央管理 な規定がまだ公表されていない とができるのか、などの具体的 のように情報にアクセスするこ 形式や方法で公開し、国民はど しかし、企業が具体的に給与の に公開するよう義務づけている。 企業の情報公開に基づいて社会 ず、非上場企業においても上場 給与情報は、上場企業のみなら の給与水準や、福利収入などの している。中央管理企業責任者 給与情報公開制度の確立もめざ 企業責任者の給与の調整以外に、 理企業責任者の給与情報は不透 されていたが、その他の中央管 案」が実効性をもって執行され されることにあり、今回の「方 次報告書において一部のみ公開 入、手当などの詳細情報が公開 情報は、これまで上場企業の年 中央管理企業の責任者の給与

国際研究部

中 玉 (2)

組年織金 の年金改革 一元化に向 けて一政府系事

業

の最後の一カ月の賃金額に基づ 年金支給額は職員の定年退職前

率は五○%以下にとどまり、 間企業従業員の年金の所得代替 金改革を模索し続けてきた 民の間に不満が広がっている。 替率は八○%を超え、一○○% と民間企業の従業員の年金待遇 織の従業員を含む。以下同じ) のもと、公務員(政府系事業組 このため、中国政府は長年、年 に達したこともある。一方、民 てきた。公務員の年金の所得代 に著しい格差がある状態が続い (表)。国務院は二〇〇八年、「政 中国 |民]で制度が異なる[二]重制 「の年金制度は、 官と 玉

年金保険制度改革に関する決 約四○○○万人に対する「年金 ら実施する方針を示した。これ 各方面の反対により改革は頓挫 度改革試行方案」を発表したが、 府系事業組織従業員年金保険制 することとなる 保険料免除」の取り扱いが終了 により、政府系事業組織従業員 表し、二〇一五年一〇月一日 定」(以下「決定」という)を発 四日、「政府系事業組織従業員 bた。国務院は二○一五年一月

基本年金保険料支払いを

全額を政府が支出してきた。 まで本人負担がまったくなく、 公務員の年金保険料は、これ

これまで、

政府系事業組織の

されている。 下限は平均賃金の六〇%に設定 従業員の平均賃金の三〇〇%、 当該地域における前年度の在職 である。個人の保険料の上限は 個人が支払う基本年金保険料 は当該組織の賃金総額の二〇%、 払う基本年金保険料(賦課方式) そのうち、政府系事業組織が支 度」と同じく賦課方式と積立方 制度は「都市従業員基本年金制 られた。改革後の基本年金保険 保険料を支払うことが義務づけ 系事業組織の従業員も基本年金 (積立方式) は個人賃金の八% (個人口座)で構成される。 「決定」により、

継承する。 づいて遺族が個人口座の残金を 用利回りが決定される。保険加 個人年金基金利率に基づいて運 年金の繰り上げ受給は認められ 年金支給にしか使用できない。 入者が死亡した場合、法律に基 ていない。毎年政府が公表する 個人口座の積立金は従業員の

受け取る

改革を実施した。

払われる。 職する場合、総額を一三九等分 個人口座年金は六〇歳で定年退 月分)にわたり個人に対して支 して、一一年六カ月(一三九カ 金と個人口座年金で構成される 年金給付の基本年金は基礎年

> 険料の支払期間が一五年以上の 礎年金+個人口座年金) 従業員は、定年退職基本年金(基 ていない)を受け取る。年金保 金(方案では具体的に規定され 座年金)に加えて、過渡的な年 職基本年金(基礎年金+個人口 施後、年金保険料の支払期間が 待遇を享受する。「決定」の実 づいて計算されることとなる。 険料の支払期間や支払金額に基 従業員の年金額は本人の年金保 の改革により、政府系事業組織 じる原因となってきた。「決定」 組織従業員の年金待遇格差が生 これが企業従業員と政府系事業 賃金水準に基づいて調整され、 後の年金額も政府系事業組織の いて支払われてきた。定年退職 した従業員は、従来と同じ年金 一五年未満の従業員は、定年退 「決定」の実施前に定年退職)のみを

個人賃金の四%である。 年金も創設すべきであると規定 企業が賃金総額の八%、 している。企業年金の保険料は 年金保険に加入した上で、企業 奨励し、政府系事業組織は基本 その他、「決定」は企業年金を 個人が

年金財政が改善しない懸念も

進展する高齢化によって深刻化 政府系事業組織の年金の公平化 に資するものの、 今回の「決定」は民間企業と 中国で急速に

> 二億人から二〇五〇年に三・三 退職者の年金支払いに充ててい 使ってそれを穴埋めして、定年 職員の個人年金口座の資金を 基金の赤字が毎年発生し、在職 中国では多くの省・地域で年金 の比率は二〇一五年の一三%か する年金財政問題の解決にはつ る から八・四九億人に減少する。 すると予測される。同期間に、 ら二○五○年に三九%まで上昇 以上人口は二〇一五年の一・三 ながらない可能性がある 五~六四歳の人口は一○億人 億人に達し、六五歳以上人口 国連によると、中国の六五歳

一年における年金の隠

国際研究部

政府系事業組織の従業員年金に関する規定と改革 表 機関 政府系事業組織従業員の定 『「老弱病残」の幹部に関する 国務院 年退職制度を確立し、定年 1978年 試行方法』 退職年齢、待遇などを定めた。 『政府系事業組織従業員賃金 定年退職者の退職金と生活 1993年 国務院 制度の改革実施方法』 待遇を規定した。 退職金に関して支給基数 『政府機関・政府系事業組織 1994年 旧人事部 の賃金制度改革実施中の若 比例標準などを詳細に規定 干問題に関する規定』 した。 政府系事業組織従業員の定 『政府系事業組織定年退職者 年退職後の年金は定年退職 旧人事部 の年金などの問題に関する 2006年 前の賃金の70%~90%を支 財政部 実施方法』 払うと規定した。 山西、上海、浙江、広東、 『政府系事業組織従業員年金 重慶の5カ所を試行地域とし 2008年 国務院 て政府系事業組織の改革を 保険制度改革試行方案』 推進すると規定した。 政府系事業組織と企業年金 『政府系事業組織従業員年金 2015年 国務院 保険制度の一元化へ向けた 保険制度改革に関する決定』

資料出所:中国政府網

のぼり、GDPの一六六%を占 億元で、合計八六・二万億元に れ債務は、社会賦課口座が八三・ 科学院「中国年金発展報告二〇 めるといわれている(中国社会 六万億元、個人口座が二・六万

うようになれば、社会全体の年 負担が発生すると指摘する専門 に賃金を引き上げ、 に年金保険料を支払わせるため 政府が政府系事業組織の従業員 とができる。しかし、現実には 金賦課口座の赤字を緩和するこ ○○○万人が年金保険料を支払 政府系事業組織の従業員約四 新たな財政